

公の施設における指定管理者制度導入について（抜粋）

平成 18 年 12 月 18 日

指定管理者制度とは、文化施設、福祉施設、体育施設、公園施設など市民の皆様の健康や福祉のために市が設置している公共施設（「公の施設」といいます。）の管理・運営を、民間事業者等の団体に行っていただくことにより、多様化する住民ニーズにより効果的かつ効率的に対応し、市民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ることを目的とした制度です。

指定管理者制度の概要

平成 15 年 6 月の地方自治法の一部改正により、市が設置する「公の施設」の管理について、市の出資法人や公共的団体等に関り管理を委託できる「管理委託制度」から、民間事業者、NPO 等を含む団体（個人は不可）を指定管理者に指定し、管理を委任できる「指定管理者制度」へ制度改正が行われ、管理委託を行っている施設については、平成 18 年 9 月までに市の直営とするか指定管理者制度に移行することになります。（新潟市においては、平成 18 年 4 月現在、管理委託施設はありません。）

民間事業者等による管理運営が可能に

管理主体となれる者の範囲が市の出資法人等から、株式会社等の民間事業者やNPO 等を含めた法人その他の団体となりました。（個人は不可）

指定管理者の指定は行政処分

市と管理主体の関係が契約による委託から、「指定」という行政処分に基づく管理の委任となりました。

指定管理者による使用許可が可能に

施設の条例で定める指定管理者の業務の範囲に含めることにより、指定管理者が使用許可等の行政処分を行えるようになりました。

「公の施設」とは？

住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために地方公共団体が設置する施設

（具体例）

- ・ レクリエーション・スポーツ施設（体育館、プール、庭球場等）
- ・ 産業振興施設（産業振興センター等）
- ・ 基盤施設（駐車場、都市公園等）
- ・ 文教施設（市民芸術文化会館、歴史博物館、水族館等）
- ・ 社会福祉施設（総合福祉会館、老人憩いの家、デイサービスセンター等）

指定管理者制度の導入方針

本市における指定管理者制度の導入に関し、「公の施設に係る指定管理者制度に関する指針」を平成 16 年 12 月 1 日に策定しました。

指定管理者制度の積極的な導入

公の施設の管理に関し、各施設の設置目的、事業内容、施設規模、現在の管理受託者の状況等を勘案し、民間事業者、NPO、地域住民などの能力を積極的に活用することにより、効果的・効率的な管理を行い、市民サービスの向上と施設管理経費の節減を図るため、指定管理者制度を積極的に導入します。

管理委託を行っている施設は原則として指定管理者制度

(新潟市においては、平成 18 年 4 月現在、管理委託施設はありません。)

指定管理者の選定は、原則として公募する。

ただし、導入前に管理委託を行っていた施設の選定方法は以下のとおりとします。

指針策定時に当面公募せずに現在の管理受託者を指定するとした施設

施設類型	該当施設
地域自治の振興などの目的のため、地元住民団体が管理運営している施設	コミュニティセンター、老人憩いの家等
管理受託者が所有又は管理する施設の一部施設であるもの	職業訓練実習場、山の下みなとタワー展望展示室、急患診療センター
特定の財団法人が管理運営することが寄附の条件となっている施設	會津八一記念館
特に専門的な自主事業を当該施設で行わせるために設立した財団法人が、当該自主事業と不可分な業務として施設の管理運営を行っている施設	食肉センター

公募を推進する施設

ア 指定管理者制度導入時（H18.4.1）から公募を推進する施設

イ 指定管理者制度導入時は、公募によらず現在の管理受託者を選定し、指定期間を原則 3 年とするが、公募による選定を検討していく施設

指定管理者の選定を公募によるか検討した結果

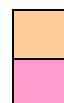
検討した結果、次回の指定管理者選定時には、公募による選定を行うこととした施設や、公募によらず選定を行うこととした施設など、以下のとおり検討した結果ごとに一覧表を作成し公表します。

指定管理者を非公募により選定する施設

これらの施設は、その施設の特性などから当面公募せずに指定管理者を選定することが適当であると判断した施設です。

非公募により選定された指定管理者が管理運営：

直営により管理運営：



a 非公募とした理由

施設の設置趣旨や利用者状況などを勘案し、設置された地域における自治振興や、施設運営の効率性の観点などから、地元の団体を指定することが適当であると判断した。

分類	施設名	18	19	20	21	22	所管課
レクリエーション・スポーツ	コミュニティセンター・ハウス（29）						自治振興課
	白根地域生活センター						
	小杉地区コミュニティセンター						
	二本木地区コミュニティセンター						
	臨空船江会館						港湾空港課
産業振興	農村環境改善センター（大江山・新保・鎌倉・木津）						農地課
	農村環境改善センター（黒崎・横越・岩室・月瀧・巻）						食と花の推進課
	小須戸地区花とみどりのシンボルゾーン						
文教	小須戸地区ふれあい会館						文化振興課
社会福祉	老人憩いの家（松崎荘）						高齢者福祉課
	老人憩いの家（29）						

d 非公募とした理由

本市の政策と密接に関わる特に専門的な自主事業と不可分な業務として施設の管理運営を行う必要のある施設である。単に施設の管理運営を行うことを目的とするのではなく、当該事業を行うことを主目的とする財団法人等が市によって既に設立されており、非公募により当該団体を指定することが適当であると判断した。

分類	施設名	所管課
産業振興	食肉センター	農業振興課

e 非公募とした理由

上記 a~d 以外の理由によって、非公募により当該団体を指定することが適当であると判断した。

分類	施設名	具体的理由	所管課
文教	新潟市水族館	平成19年度からのリニューアル計画を策定する中で、今後の管理運営のあり方についても併せて検討するため、当面非公募とした。	文化振興課
社会福祉	老人デイサービスセンター（19）	デイサービスセンターの利用者は高齢者で、少なからず認知症を患っており、介護職員が全て変わってしまうことは、利用者が拒絶反応を起こすおそれがあり、利用者との信頼関係が重要であることを考慮し、当面非公募とした。	高齢者福祉課

新潟市老人憩の家条例（抜粋）

（指定管理者の指定の手続き）

第 12 条 憩の家の指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請をしたもののうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを、憩の家の指定管理者として指定するものとする。

(1) 憩の家の平等利用が確保されること。

(2) 施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

3 市長は、前 2 項の規定にかかわらず、前項の基準に適合するものとしてあらかじめ市長が選考した一の団体(以下「被選考者」という。)から提出させた事業計画書その他規則で定める書類を審査し、被選考者が憩の家の設置の目的を効果的に達成することができると認めるときは、被選考者を指定管理者として指定することができる。

（平 16 条例 172・追加）

公の施設に係る指定管理者制度に関する指針（抜粋）

平成 16 年 12 月 1 日

総務局総務部総務課

4 指定管理者制度導入の手続き

(5) 指定管理候補者の選定

- ・ 指定管理候補者の選定に当たっては、指定管理候補者選定委員会を要綱により設置するものとする。
- ・ 指定管理候補者選定委員会は、提出された事業計画書等を基に、条例等で定める選定基準に照らして総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理候補者として選定するものとする。
- ・ 選定委員会の委員には、局長、部長等の市職員のほか、必要に応じて学識経験者や公認会計士等の外部委員を選任するものとする。
- ・ 指定管理候補者を選定後、各施設の所管課は全ての申請者に対して選定結果を通知するものとするとともに、市のホームページ等により広く市民にも情報を提供するものとする。